

元教教人第50号
令和2年3月31日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長 殿
各 文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 の 長
各 文 部 科 学 省 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長
免 許 状 更 新 講 習 の 開 設 者 の 指 定 を 受 け た 各 法 人 の 長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治

(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の
実施における留意事項及び実施方法の特例等について（通知）

この度公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和2年3月19日））においては、日本国内の感染の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。また、同提言において、市民と事業者の皆様に対し、3つの条件（①換気の悪い密閉空間，②多くの人が密集している，③近距离（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われる）が同時に重なった場における活動の自粛についてもお願いしているところです。

こうしたことから、各免許状更新講習開設者においては、講習の実施に当たっては、各地域の感染状況を十分踏まえながら、引き続き十分な警戒を行い、上記3つの条件が重なることのないよう、感染症対策に万全を期すようお願いいたします。

また、講習の実施に当たり万全な感染症対策が困難であると講習開設者が判断した場合、令和2年4月1日から令和2年6月30日までに実施する予定の対面式免許状更新講習について、別紙1のとおり特例として、変更届の提出によりインターネット等を活用した通信式免許状更新講習として実施することを認めることとします。なお、これに伴い、各講

習開設者において講習に関係する著作権の処理業務が新たに発生する際は、各講習開設者において適切に処理いただくようお願いします。また、著作権処理にあたっては、学校等の休業等に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した著作物の円滑な利用について」（令和2年3月4日付け文化庁著作権課事務連絡）（別添参照）が著作権等管理事業者及び関係団体に対し発出されているところですので、御参考としてください。

併せて、令和2年度に開催する通信教育・放送・インターネット等を活用した免許状更新講習のうち、令和2年4月1日から令和2年6月30日までに実施する予定の履修認定試験についても、特例として別紙2の実施方法により行うことも認めることとします。

なお、講習実施方法の変更や履修認定試験の実施方法を変更した場合は、各開設者のホームページにおいて周知に努めるとともに、既に受講申込みが行われている場合は、受講申込者に対し適切に連絡を行うようお願いします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室更新係

TEL 03-5253-4111（内線3572）

e-mail menkyo@mext.go.jp

(別紙1)

対面式免許状更新講習の実施方法の変更に関する手続きの特例について

令和2年3月31日

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

1. 本特例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的とし、規定する。
2. 大学等において開講する対面式免許状更新講習のうち、令和2年4月1日から令和2年6月30日までに実施する予定の免許状更新講習については、令和2年度免許状更新講習の認定申請等について（令和元年10月25日付け元教教人第25号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）に記載のほか、次の方法により行うことも認めることとする。

（講習実施形態の変更）

対面式講習として認定を受けた講習について、別添に示す変更届を提出することにより、以下の例のようなインターネット等を活用した形態によって実施することを可能とすること（テキストのみの学習による実施形態への変更は不可）

○変更する実施形態の例

- ・インターネットによる受講者限定のWEB配信を用いた講習
- ・DVDやブルーレイ等の記録媒体に録画した動画を用いた講習

（変更の周知）

講習実施方法の変更を行った場合は、各開設者のホームページにおいて周知に努めるとともに、既に受講申込みが行われている場合は、当該申込者に対し適切に連絡を行うこと

3. 文部科学省における周知

上記2により変更を行った場合は、文部科学省ホームページで既に掲載している講習一覧において、変更があった講習の講習概要の文末に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、講習の実施方法を変更しています。詳細は本学（本教育委員会、本法人）のホームページを参照してください。」と一律に記載し、実施方法の変更があった旨を周知する。

(別紙1別添)

講習管理番号: K0000000-0

(様式第10号)

免許状更新講習開設変更届

文部科学大臣 殿

令和 年 月 日

〇〇大学 学長

〇〇 〇〇

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記の免許状更新講習の講習実施形態等を変更したいので、届け出いたします。

記

開設講習名			
認定番号		認定回	領域
開設者名			
氏名	Tel	Fax	
所属	E-mail		

○変更理由

--

○講習実施形態、試験の方法、試験の際の本人確認の方法の変更

変更内容	新	旧
講習実施形態		
試験の方法		
試験の際の本人確認の方法		

※「試験の方法」を変更する場合、免許状更新講習認定申請等システムの同項目においても、同様の内容を入力してください。

○上記以外の変更の有無

有・無	
-----	--

※有の場合は、免許状更新講習認定申請等システムにおいて、該当の項目に関し入力してください。



免許状更新講習開設変更届

文部科学大臣 殿

令和 年 月 日

〇〇大学 学長

〇〇 〇〇

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記の免許状更新講習の講習実施形態等を変更したいので、届け出いたします。

記

開設講習名			
認定番号		認定回	領域
開設者名			
氏名	Tel	Fax	
所属	E-mail		

〇変更理由

文部科学省からの「新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施における留意事項及び実施方法の特例等について」(令和2年3月31日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知)において認められる次の方法により講習実施形態等を変更するため。

(講習実施形態)

対面式からWEB配信を活用した通信式へ講習の実施形態を変更。配信の際は閲覧パスワードを発行し、受講者しか閲覧できないようにする。閲覧パスワードは、本学から受講予定者に対し、メールにて送付するものとする。

(試験の方法)

講習開設者から受験者へ試験問題を郵送により送付し、受験者から講習開設者へ解答を郵送により返送する方法で試験を行う。

(試験の本人確認の方法)

受験者が登録した住所に、講習開設者が試験問題を郵送により送付するとともに、解答を受験者本人が自署により行う。

文部科学省：
インターネットによるWEB配信を活用とした方式のほか、通信教育によるDVD等を活用し、動画を閲覧する方式も可

〇講習実施形態、試験の方法、試験の際の本人確認の方法の変更

変更内容	新	旧
講習実施形態	インターネット	対面式
試験の方法	その他 郵送試験	筆記試験
試験の際の本人確認の方法	その他 受験者が登録した住所に、講習開設者が試験問題を郵送により送付するとともに、解答を受験者本人が自署により行う。	

※「試験の方法」を変更する場合、免許状更新講習認定申請等システムの同項目においても、同様の内容を入力してください。

〇上記以外の変更の有無

有・無 無

※有の場合は、免許状更新講習認定申請等システムにおいて、該当の項目に関し入力してください。

(別紙2)

通信式免許状更新講習における履修認定試験の実施に関する特例について

令和2年3月31日

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

1. 本特例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的とし、規定する。
2. 通信教育・放送・インターネット等を活用した通信型免許状更新講習のうち、令和2年4月1日から令和2年6月30日までに実施する予定の免許状更新講習履修認定試験については、令和2年度免許状更新講習の認定申請等について（令和元年10月25日付け元教人第25号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）に記載のほか、次の方法により行うことも認めることとする。

(試験の方法)

講習開設者から受験者へ試験問題を郵送により送付し、受験者から講習開設者へ解答を郵送により返送する方法で試験を行うこと

(試験の際の本人確認の方法)

受験者が登録した住所に、講習開設者が試験問題を郵送により送付するとともに、解答を受験者本人が自署により行うこと

3. 上記2の方法により試験を行うこととした場合には、決定後速やかに変更届を提出すること。

(別添)

事務連絡
令和2年3月4日

著作権等管理事業者及び関係団体 御中

文化庁著作権課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した
著作物の円滑な利用について

この度、文部科学省では「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)」(令和2年2月28日)において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業の要請を行ったところです。

各教育機関においては、この度の休業等に伴い、ICTを活用した遠隔指導や自習など様々な活動の実施により、著作権が及ぶ著作物の利用(現行法上の権利制限規定の対象とならない公衆送信など)を行う場合も想定されます。

平成30年の著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」は、改正法の公布日から3年を超えない日(令和3年5月24日)までに開始されることとなっており、現時点では開始されていないため、教育機関において公衆送信を行う場合には、原則として、現行法に基づき権利者の許諾を要することとなりますが、貴事業者・団体におかれては、今回の事態の緊急性・重要性に鑑み、教育機関における円滑な著作物利用のため、格別の御配慮を頂くようお願いいたします。

【本件担当】

文化庁 著作権課 著作物流通推進室

管理係 高橋

電話：03-6734-2847 (直通)

Mail：ckanri@mext.go.jp